

(別 紙)

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

## 答申書

### 第1 審査会の結論

審査請求人が、令和3年4月2日付けで行った本庄市情報公開条例（平成18年本庄市条例第20号）第6条に基づく公文書公開請求について、処分庁本庄市教育委員会教育長（学校教育課）（以下「処分庁」という。）が行った「令和3年5月19日付け本教学発第316号情報の存否応答拒否決定通知書」に係る処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、令和3年5月31日、「本庄市教育委員会教育長の令和3年5月19日付の審査請求人に対する行政文書（存否応答拒否）決定処分（本教学発第316号）」を「取り消し、変更する」との決定を求めるとして、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を申し立て、令和3年7月15日、反論書を提出した。また、その内容はおおむね次のとおりである。

(1) 本件処分について、個人識別情報にも当たらず、個人の権利利益を害する怖れもない部分が存在するのでないかと疑われる。また、「存否応答拒否」の決定は、審査請求人からは窺い知れない。したがって、当該行政文書について具体的な事実の提示を要求することは「悪魔の証明」を求めるに等しく、証明責任を審査請求人に転嫁するものである。

(2) 「存否応答拒否」は、行政文書の公開が原則であるべき情報公開制度の例外中の例外であるところ、「本庄市情報公開条例第11条に該当」とする今回の決定は、一般人を基準として拒否の理由を明確に認識し得るものではなく、又この規定を適用すべき類型例にも該当しない。また、情報公開条例の非開示決定と理由付記の程度については、最高裁平成4年12月10日第1小法廷判決から「公文書の非開示決定通知書に付すべき理由としては、開示請求者において、(中略)非開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に非開示の根拠規定を示すだけでは、当該公文書の種類、性質等とあいまって、開示請求者がそれらを当然知りうるような場合は別として、(中略)理由付記としては十分ではないといわなければならない。」と判示されており、これら判例を踏まえれば、どのような不開示情報を開示することになるのかをできる限り具体的に提示すべきであり、本件非開示理由の記載は不十分と言わざるを得ない。

(3) 「事故報告書」や「内申書」については、明らかに特定の個人を識別できる部分を除き一部開示されている事例もあり、同制度の趣旨を踏まえた判断をお願いする。また、これは奈良県情報公開審査会が、奈良県教育委員会に対して答申(平成28年12月19日答申第190号)を行ったものであり、行政文書の開示請求に対し、学校名及び市町村教育委員会名等を含めた一部開示を決定していたが、この決定に加え不開示とした情報の一部について開示すべきとする答申を行ったものである。さらに、処分庁が主張する「特定の個人又は法人の識別された事実」の記載については、このレベルの表記は一般的に行われていることであり、その主張は推論に過ぎずどのような情報が具体的にどのように支障をきたすのか説明は一切ない。また、開示請求が認められず、なお必要があれば、自己情報コントロール権により、当該公文書の閲覧及び訂正、削除請求を求めることになる。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、令和3年6月29日付け（本教学発第554号）弁明書において、「審査請求の理由はなく、本審査請求は棄却されるべきである」と答弁し、その内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 「詳細は不明であるが、個人識別情報にも当たらず、個人の権利権益を害する恐れもない部分が存在するのではないかと疑われる」との審査請求人の主張に対し、あくまでも審査請求人の推測に過ぎず、審査請求人からは、疑いを抱くだけの具体的な事実は提示されていない。
- (2) 本件処分の決定にあたっては、本庄市情報公開条例に基づいて、適切に判断し処理しているものである。また、本件処分については、当該公文書の存否を明らかにすることが同条例第7条第1号に該当する旨を理由書に明記したうえで通知しており、審査請求人の主張には当たらない。
- (3) 「事故報告書」や「内申書」について、明らかに特定の個人を識別できる部分を除き一部開示されている事例もあり、同制度の趣旨を踏まえた判断をお願いする」との審査請求人との主張に対し、審査請求人がどのような事例を指摘しているのかは不明であるが、本件の「公文書公開請求書」では、「公文書の名称又は内容」に特定中学校の事件と記載されている点、また、特定の個人名が記載されている点、これらは、明らかに「特定の個人の識別された事実」に当たると考えられる。また、請求書の記載の中で、特定中学校に関する事件と限定されているため、その学校の「教員」又は「生徒」が関係者であることが特定される。この点、仮に公文書が存在したと想定すると、当事者である「教員」又は「生徒」にとって、「特定の個人を識別すること」につながり、「個人の権利利益」を侵害するおそれがある。これらは、本来非公開とすべき情報を公開することと同様の効果が生じるため、存否を明らかにすべきでない情報になると考えられる。

### 第3 調査審議の経過

令和 3年 9月10日 審査庁から諮問書の受理

令和 3年10月11日 審議

令和 3年10月26日 審査請求人から主張書面の受理

令和 3年11月17日 審議

### 第4 審査会の判断の理由

本件審査請求に係る審査会の判断の理由は、次のとおりである。

#### 1 本件処分の基本的な考え方について

本件処分について、審査請求人は、個人識別情報にも当たらず、個人の権利利益を害する怖れもない部分が存在するのでないかと疑われるとして、理由がなく「取り消し、変更する」との決定を求めるものであると主張する。

これに対し、処分庁は、「公文書公開請求書」中の記載が、明らかに「特定の個人の識別された事実」に該当する部分もあるとして、本庄市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号の「個人に関する情報」、すなわち、非公開情報であるとした上で、処分庁が当該情報を保有しているか否かのいずれの場合にも、当該情報の存否を明らかにするだけで、当該非公開情報を公開することと同様の効果をもたらすとの理由から、条例第11条の規定により、存否応答拒否処分を行ったと主張する。

このため、当審査会では、まず、本件処分に係る情報が条例第7条第1号に掲げる非公開情報に該当するか否かを、次に、当該非公開情報の存否を明らかにすることが非公開情報を公開することと同様の効果をもたらすものであるかを検討する。

#### 2 本件処分の妥当性について

##### (1) 条例第7条第1号の該当性について

まず、仮に処分庁が本件処分に係る情報を保有している場合において、当該

情報の意味するところは、審査請求人が「公文書公開請求書」に記載した情報、すなわち、特定中学校における事故報告書、内申書及び特定の個人との協議の内容に関する文書を、処分庁が保有している事実を認めることとなる。

この点、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日等により特定の個人が直接識別されるもののみならず、氏名、生年月日等の記載がなくても、他の情報と組み合わせることにより、間接的に特定の個人が識別され得るものをいい、例えば、学校における事故に関する情報に事故に関係する生徒名が記載されていないなくても、学校名が記載されていれば、同じ学校の関係者にはその生徒を特定し得るなどの危険性があるものも含まれる。

そこで、本件処分に係る情報について鑑みるに、特定中学校における事故報告書、内申書及び特定の個人との協議の内容に関する文書は、条例第7条第1号に規定する「個人に関する情報」に該当する。

したがって、「個人に関する情報」として「非公開情報」に該当するとしたことは妥当である。

## (2) 存否応答拒否の効果について

本件処分に係る情報は上記(1)のとおり「非公開情報」に該当するものである。

この点、仮に処分庁が当該情報を保有している場合において、本件処分に対し、「非公開」として回答した場合には、「非公開」とは存在する情報を公開しないというものであるから、処分庁が当該非公開情報を保有している。すなわち、特定中学校における事故報告書、内申書及び特定の個人との協議の内容に関する文書を、処分庁が保有している事実が明らかになり、条例第7条第1号に規定する「非公開情報」を公開することと同様の効果をもたらすので、「存否応答拒否」の回答にならざるを得ない。

他方、仮に処分庁が当該情報を保有していない場合において「不存在」と回答することは、行政文書が存在しない場合に「不存在」と回答し、行政文書が

存在する場合にのみ存否を明らかにせず拒否したのでは、両者の比較から「存否応答拒否」をした場合に、開示請求者に当該行政文書の存在を類推させることになり、やはり、条例第7条第1号に規定する「非公開情報」を公開することと同様の効果をもたらすと認められ、存否応答拒否の意味をなさないことになるため、存在すると否とを問わず、常に「存否応答拒否」の回答をする必要性があると解される。

したがって、本件処分に係る情報が存在しているか否かを回答するだけで、条例第7条第1号に規定する「非公開情報」を公開することと同様の効果をもたらす事情が認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他の主張もしているが、本件審査請求に係る文書に関して、存否応答拒否の処分を行ったことについての適否については、上記「1」「2」で述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 審査会の結論

以上の理由から、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

矢部 喜明、増井 武文、羽田 真